

イ 次に、刑訴法241条1項は、告訴は書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならないと規定するところ、告訴をすべき相手方である検察官について何ら規定していないから、告訴に係る犯罪事実につき管轄権を有する裁判所に対応する検察庁の検察官である必要はなく、検察官であればその所属を問わないと解される。そして、告诉に係る犯罪事実が不明確である等の事情がある場合は別論、告诉を受けた検察官は、原則としてこれを受理する義務を負うと解される。

ウ 本件につき検討するに、本件告訴状は、特段の補正を要することなく庄原区検察庁で受理されていることから、受理義務のない例外的な場合であったとはいはず、広島地方検察庁の検察官は、原則として受理義務を負っていたというべきであり、受理をした上で、本件告訴状に係る事件を、ほぼ同一内容の事件が係属していた庄原区検察庁に送致する場合は、刑訴法260条後段の規定に基づき、告訴人である控訴人にその旨を通知する義務があったと認められる。

本件においては、広島地方検察庁の検察官がこれを自ら受理せず、他の検察庁（庄原区検察庁）に送付したものであり、刑訴法260条後段が規定する事件の送致に形式的には該当するものではない。しかしながら、刑訴法260条後段の趣旨は、前記のとおり、告訴人等に告訴等のあった事件を扱う検察庁を知らせ、告訴等がどのように処理されているかを知る機会を与え、告訴人等が必要に応じて検察官に対する上申をするなどの手立てを執ることができるようにするものであるから、このような趣旨を踏まえれば、本件のように、本来、本件告訴状を受理すべき広島地方検察庁の検察官が本件告訴状を受理しないまま、これを庄原区検察庁に送付する場合においても同条後段が類推適用され、広島地方検察庁の検察官は、本件告訴状を庄原区検察庁に送付した旨を控訴人に通知すべき義務があったというべきである。また、同条後段の趣旨に鑑みれば、広島地方検察庁の検察官においても、本件告訴状を他の検察庁に送付するに当たっても通知をすべきであることを容易に認識することができたというべきであるから、職務上の注意義務違反があったといえる。したがって、広島地方検察庁の検察官が、控訴人に対し、本件告訴状を庄原区検察庁に送付したことを見逃してしまったことは、国賠法1条1項の適用上違法であり、かつ、広島地方検察庁の検察官に過失があったというべきである。